

## 「札幌市環境影響評価条例改正のあり方」の審議経過について

回数	開催月日	審議事項	主な内容
1	平成 23.11.10 (23 年度第 2 回)	①諮問	・ 審議項目、日程等の確認
2	平成 24. 2.28 (23 年度第 3 回)	①方法書	・ 方法書説明会の実施を規定する必要がある。 ・ 方法書に対する市長意見形成のため、審議会の議を経る必要がある。
		②法対象事業の政令市長直接意見の提出	・ 法改正に伴う事務手続きのため、市において条例改正作業を進めることを説明。
		③アセス図書のインターネット公表	・ インターネット公表を規定必要がある。 ・ 公表の仕方、具体的な技術手法等は規則、技術指針で検討必要がある。 ・ 意見募集の電子化も併せて検討する必要がある。
3	平成 24. 4.27 (24 年度第 1 回)	①対象事業追加 ・ 風力発電所	・ 風力発電所を対象事業として追加必要がある。 ・ 規模要件について継続審議
4	平成 24. 7.2 (24 年度第 3 回)	①対象事業追加 ・ 風力発電所	・ 規模要件について継続審議
		②事後調査	・ 手続き、必要性の判断等について継続審議
5	平成 24. 8.28 (24 年度第 4 回)	①対象事業追加 ・ 風力発電所	・ 地域に関係なく一定規模以上のものを対象とする必要がある。 ・ 総出力を規模要件の指標とする必要がある。 ・ 規模要件は、各自治体の動向などを踏まえ検討する。
		②事後調査	・ 事後調査報告書に対する住民意見への事業者見解書の作成を規定する必要がある。 ・ 必要に応じ事後調査報告書に対する市長意見を提出する必要がある。 ・ 市長意見提出の際に審議会が関与する必要がある。
6	平成 24.10. 9 (24 年度第 5 回)	①配慮書	・ 導入について継続審議。
7	平成 24.11. 6 (24 年度第 6 回)	①配慮書	・ 配慮書手続きを導入する必要がある。 ・ 手続きに関し、事業者による公表、住民意見の募集、市長意見の提出、市長意見提出の際の審議会関与の規定を追加する必要がある。 ・ 第一種事業を対象とし、第二種事業は自主判断とする必要がある。 ・ 位置・規模又は構造・配置の複数案を設定することを基本とする必要がある。 ・ 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする必要がある。 ・ 現実である限り、複数案に事業を実施しない案（ゼロオプション）を含めるよう努める必要がある。
		②事後調査 ・ 判断基準	・ 事後調査の必要性の判断基準や例示等について、技術指針の改定において検討する。